## 東証先物・オプション取引に係る清算機関変更に伴う実務上の変更点について

平成15年10月9日・10日 株式会社東京証券取引所 株式会社日本証券クリアリング機構

項目	理 行 ( 移行口前口まで )	亦再後(移行口から)	株式会社日本証券プラブランプ機構 備 考
<b>以</b>	現 行(移行日前日まで)	変更後(移行日から)	14 15
. 清算参加者制度			
(1)清算資格	・ <u>東証</u> における清算資格	・ <u>クリアリング機構</u> における清算 資格	・クリアリング機構の清算資格の取得手続き等に関する今後のスケジュールについては別添 1 のとおりとなります。
(2)代表者・責任者宛 通知	・ <u>東証WAN</u> により通知	・ <u>JSCCWAN</u> により通知	・現在クリアリング機構の参加者ではない場合は、 JSCCWAN利用開始の申込手続きが必要と なります。(具体的な手続きについては、別途御 案内いたします。)
(3)代表者等の届出・ 財務状況等の報 告	・ <u>東証</u> に対し届出・報告を実施	報告を実施	・クリアリング機構への提出書類フォーマットはJSCCWANに掲載します。 ・東証の取引参加者としての届出・報告については、引き続き東証に対し行うこととなります。
. 決済事務関係			
1.債務引受主体	・ <u>東証</u> が債務引受け	・ <u>クリアリング機構</u> が債務引受け	・移行日前日の東証における建玉は、移行日にクリ アリング機構に引き継がれます。
2 . 転売・買戻し、権利 行使関係			・転売・買戻し申告の相手方はクリアリング機構となりますが、東証への事務委託により、実務上の窓口は現行どおり東証となります。

項目	現 行(移行日前日まで)	変更後(移行日から)	備考
(1)転売・買戻し、権 利行使の申告等	・東証の売買システムを利用して申 告等を実施	・同左	
等各種訂正処理	・東証に所定の書面を提出	・同左	・自己・委託訂正等に伴い、委託分取引証拠金所要額に変更が発生する場合、クリアリング機構へ申告が必要となります。(4.参照。)
3.決済事務			
(1)資金決済	・クリアリング機構に届け出ている 資金決済銀行又は日本銀行に開 設された参加者の口座とクリア リング機構の口座との間で決済	・同左	・資金決済時限等は現行どおりとなります。
(2)国債DVP決済	・クリアリング機構の口座との間で 決済	・同左	
4 . 取引証拠金			
(1)取引証拠金の預 託・返戻事務			
取引証拠金の預託	【現金】	【現金】	
	・クリアリング機構の銀行口座への 振込みにより預託	・同左	
	【株券等】	【株券等】	
	・クリアリング機構の保振口座(担保口:1955040)への振替により 預託	・同左	

項目	現 行(移行日前日まで)	変更後(移行日から)	備考
	【国債】	【国債】	
	・クリアリング機構の日銀口座への	・クリアリング機構の日銀口座へ	
	振替により預託	の振替により預託	
	▶参加者(コード)	▶ 参加者(コード)	
	クリアリング機構(0909)	同左	
	▶種別(コード)	▶種別(コード)	
	_ 種別名なし(00)	分別管理口(30)_	
	▶口座区分	▶ 口座区分	
	自己口 / (01/03))	同左	
取引証拠金の保管	・ <u>東証</u> が保管	・ <u>クリアリング機構</u> が保管	・移行日前日に東証に預託されている取引証拠金は、移行日にクリアリング機構に引き継がれます。この取引証拠金の引継ぎに関しては、特段の手続きは必要ありません。
取引証拠金の返戻	【現金】	【現金】	
	・クリアリング機構の銀行口座から	・同左	
	参加者の銀行口座への振替によ		
	り返戻		
	【株券等】	【株券等】	
	・東証の保振口座(担保口:1950140)	・クリアリング機構の保振口座( 担	・返戻元が変更となりますので御注意ください。
	から参加者の保振口座への振替	<u>保口:1955040)</u> から参加者の保	
	により返戻	振口座への振替により返戻	
	【国債】	【国債】	
			・返戻元が変更となりますので御注意ください。
	口座への振替により返戻	ら参加者の日銀口座への振替に	
		より返戻	
	▶参加者(コード)	▶参加者(コード)	
	東証(0906)	<u> クリアリング機構(0909)</u>	

項目	現 行(移行日前日まで)	変更後(移行日から)	備考
	▶種別(コード)	▶種別(コード)	
	分別管理口(30)	同左	
	▶口座区分	▶ 口座区分	
	自己口 / (01/03))	同左	
(2)SPAN等関連業			
務			
SPANリスク・パ	・東証WAN(所報、提供書類)及	・東証WAN(所報、提供書類)	・SPANリスク・パラメーターファイルのフォー
ラメーターファイ	び <u>東証HP</u> に掲載	及び <u>クリアリング機構HP</u> に掲	
ル (日々公表分)		載	・東証 HP にはクリアリング機構 H P へのリンクを
			掲載します。
4 7 A 4 14 A 4 4 4			
	・東証WAN(提供書類)に掲載	・同左	
額、差金・代金情報			
<b>未</b> 紅 公 紅 坳 仝 乐 西	・東証WANを通じ東証に申告	・東証WANを通じクリアリング	
製の申告	、 来証WANを通り <u>来証</u> に中日	・栄証WANを通り <u>グラグラク</u> 機構に申告	
報の中口		波梅に中口	
   委託分証拠金所要	 ・東証W A N 又は書面により東証に	・東証WAN又は書面によりクリ	
額の訂正申告	申告	アリング機構に申告	
HX OF HIS TO THE	· 1	<u> </u>	
SPANパラメー	・東証WAN(所報)及び東証HP	・東証WAN(所報)及びクリア	・東証HPにはクリアリング機構HPへのリンクを
ターの定例見直し、	 に掲載	<u>リング機構HP</u> に掲載	掲載します。
追加設定等			
(3)緊急取引証拠金			
緊急取引証拠金の	・ <u>東証</u> が緊急取引証拠金の発動を決	・ <u>クリアリング機構</u> が緊急取引証	・発動基準等は現行どおりとなります。
発動	定	拠金の発動を決定	

項目	現 行(移行日前日まで)	変更後(移行日から)	備考
緊急取引証拠金発 動通知	・東証WAN(所報) <u>東証HP</u> 及 び <u>東証からの</u> 一斉FAXにより 通知	・東証WAN(所報) <u>JSCCW</u> <u>AN、クリアリング機構HP</u> 及 び <u>クリアリング機構からの</u> 一斉 FAXにより通知	
緊急証拠金発動時 の S P A N リ ス ク・パラメーターフ ァイル	・東証WAN(所報、提供書類) 東証HPに掲載	・東証WAN(所報、提供書類) <u>クリアリング機構HP</u> に掲載	・東証HPにはクリアリング機構HPへのリンクを 掲載します。
緊 急 証 拠 金 所 要 額・過不足額情報	・東証WAN(提供書類)に掲載	・同左	
5 . 清算基金等			
(1)先物・オプション 取引に係る清算 基金の取扱い	・「先物・オプション取引清算基金」 <u>(預り目的コード:65)</u> として 東証に預託		
(2)清算基金の預託・ 返戻事務	・「4.(1)取引証拠金の預託・返 戻事務」に記載する事務処理と同 様	・変更後の「4.(1)取引証拠金 の預託・返戻事務」に記載する 事務処理と同様	・移行時の清算基金の取扱いについては別添2を御参照ください。 ・信認金及び取引参加者保証金の預託・返戻の取扱いについては現行どおりとなります。
6.紙による帳票の配付	・第二証券会館1階の帳票配付ボッ クスを利用し配付	・同左	・一部の帳票については帳票名等を変更
7 . 建玉報告等			

項目	現 行(移行日前日まで)	変更後(移行日から)	備考
(1)大口建玉報告	・東証WANを通じて東証に報告	- (変更なし)	・現行どおり東証の制度
(2)建玉制限数量の公 表	・東証WAN、東証HPを通じて公 表	- (変更なし)	・現行どおり東証の制度
(3)建玉残高証明	・ <u>東証</u> が申請を受け、 <u>東証</u> が証明書 を発行	・ <u>クリアリング機構</u> が申請を受け、 <u>クリアリング機構</u> が証明書を発 行	
. その他			
1.清算手数料	・ <u>定率負担金の一部</u> として <u>東証</u> に支 払い	・ <u>清算手数料</u> として <u>クリアリング</u> <u>機構</u> に支払い	・手数料の徴収は口座振替による引落しにより行う ため、現在クリアリング機構の参加者ではない場 合は当該引落しのための口座の届出が必要とな ります。
2 . 先物取引等に係るファイル伝送による情報提供サービス		・サービス提供希望者が <u>クリアリ</u> <u>ング機構</u> と契約し、情報を取得	・利用料及びデータ形式等は現行と同様となる予定です。 ・契約手続き等は別途御案内いたします。

本資料では、東証の清算参加者がクリアリング機構の清算資格を取得する場合の取扱いについて記しています。

以 上

# 東証先物・オプション取引に係る清算機関変更に向けたスケジュール

日程		2003年		200	) 4年
項目	10月	1 1月	1 2月	1月	2月
清算資格取得手続き	参加者説明会(九日・十日)		業務方法書など改正内容の通知(上旬)満算資格取得手続き・移行処理に関する説明会(上旬)		移行日(二日予定)
システム関係のスケジュール概略			──上記説明会にて、システム(画面)変更点、参加者テスト実施方法、JSCCWAN利用手続き等を説明。	DVPWAN参加者テスト(任意参加)	

### 東証先物・オプション取引に伴う移行時の清算基金の取扱いについて

#### (東証総合取引参加者)

(果証総合取引参加者 <u>)</u> 項目	~ 移行[	3前日	移行処理(移行日朝実施)	移行日~
預り目的コード	6 0	6 5		6 0
所要額	現物取引清算基金 ( A )	先物・オプショ ン取引清算基金 ( B )		清算基金 ¹(C)
預り目的と差入れ先 及び保管先の関係	東証 (東証先物・オプション 取引の清算機関) 65 60 65 A 東証総合取引参加者		東証 (東証先物・オブション 取引の清算機関) 65 クリアリング機構 (現物取引の清算機関) 60	クリアリング機構 (現物取引及び東証先物・オプション取引 の清算機関) 60 東証総合取引参加者
備考	プション取引に係 る場合は、移行日	引清算基金」を東証	・ 移行日の朝、東証は、東証に「先物・オプション取引清算基金」として預託されている金銭及び代用有価証券を、参加者に代って「清算基金」としてクリアリング機構に預託します。	・ 移行日以後における「清算基金」の預託・返戻については、クリアリング機構との間で行うこととなります <sup>2</sup> 。

- 1 移行日以後の清算基金所要額(C)はそれまでの計算方式を踏襲するため、現物取引清算基金の所要額(A)と先物・オプション取引清算基金の所要額(B)の合計額となります。
- 2 東証の「先物・オプション取引清算基金」は移行日に廃止されますので、移行日以後、東証に預託する必要はありません。

#### (国債先物等取引参加者・株価指数先物等取引参加者・株券オプション取引参加者)

項目	~ 移行日前日	移行処理(移行日朝実施)	移行日~
預り目的コード	6 5		6 0
所要額	先物・オプション取引清算基金 ( D )		清算基金 <sup>3</sup> (E)
預り目的と差入れ先 及び保管先の関係	東証 (東証先物・オプション 取引の清算機関) 65 クリアリング機構 (現物取引の清算機関) 65 D 国債先物等取引参加者 株価指数先物等取引参加者 株券オプション取引参加者	東証 (東証先物・オプション 取引の清算機関) 65 クリアリング機構 (現物取引の清算機関) 60 国債先物等取引参加者 株価指数先物等取引参加者 株券オプション取引参加者	クリアリング機構 (現物取引及び東証先物・オプション取引 の清算機関) 60 E(=D) 3 国債先物等取引参加者 株価指数先物等取引参加者 株券オプション取引参加者
備考	・ 移行日にクリアリング機構の先物・オプション取引に係る清算資格を取得する場合は、移行日前日に東証の「先物・オプション取引清算基金」を東証に預託していることが条件となります。	・ 移行日の朝、東証は、東証に「先物・オプション取引清算基金」として預託されている金銭及び代用有価証券を、参加者に代って「清算基金」としてクリアリング機構に預託します。	・ 移行日以後における「清算基金」の預託・返戻については、クリアリング機構との間で行うこととなります 4。

- 3 移行日以後の清算基金所要額(E)については、それまでの計算方式を踏襲するため、先物・オプション取引清算基金の所要額(D)と同一となります。
- 4 東証の「先物・オプション取引清算基金」は移行日に廃止されますので、移行日以後、東証に預託する必要はありません。